

林業・木材産業収益力向上戦略策定業務委託 審査委員会運営要項

(趣旨)

第 1 条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和 6 0 年山梨県規則第 8 号）第 1 3 条の規定に基づき、林業・木材産業収益力向上戦略策定業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(庶務)

第 2 条 審査委員会の庶務は、森林環境部森林環境政策課において処理する。

附 則 この運営要綱は、令和 8 年 4 月 2 4 日から施行し、林業・木材産業収益力向上戦略策定業務委託契約の締結日をもって廃止する。